

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成29年度第2回松阪市特別職報酬等審議会
2. 開 催 日 時	平成30年1月30日（火）午前9時30分～午前11時00分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟2階 第3委員会室
4. 出席者氏名	（委 員）◎ 岩崎恭彦、小山利郎、高畑明弘、西原久雄、伊藤 暁広、田中かおり、尾崎俊介、池浦富貴子（◎会長） （事務局）総務部長 村林謹一、人事・行政・財務担当参事 家城 斉和、職員課長 松本健、職員課長補佐 尼子宗成、職員課給与厚 生係長 小山賢司
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0人
7. 担 当	松阪市総務部職員課 TEL 0598-53-4327 FAX 0598-26-4030 e-mail syo.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

1. 議事
2. その他

議事録

別紙

平成 29 年度第 2 回特別職報酬等審議会議事録

平成 30 年 1 月 30 日 午前 9 時 30 分

市役所議会棟 2 階第 3 委員会室

【出席委員】 岩崎会長、小山委員、高畑委員、西原委員、伊藤委員、尾崎委員、田中委員、池浦委員

【事務局】 村林総務部長、家城人事・行政・財務担当参事、松本職員課長、尼子職員課長補佐、小山給与厚生係長

【議事録】

（事務局：松本）おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより、第 2 回松阪市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。なお、本日の出席委員は 8 名中 8 名でございます。委員の過半数の出席がありますので、本審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、本会議が成立していることを報告させていただきます。それでは議事進行につきましては、岩崎会長さんのほうにお願いをいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

（会長）それでは議事を進めてまいりたいと思います。本日は、次回の答申案の審議検討に向けて、お手元にあります審議の論点に沿いながら、皆様に御意見を承っていきたく存じております。ただ今回、配付されております資料の確認、そして説明をいただき、さらには、前回御質問いただいた中で回答が保留となっていたものについて、説明いただきたいと思っております。まずはその点について事務局から説明をお願いいたします。

（事務局：小山）まず本日お配りいたしました資料につきまして、確認をお願いいたします。まず、事項書の次、「審議の論点について」、それから「県内各市の特別職の報酬、手当等について」です。それぞれございますでしょうか。よろしいでしょうか。

まず「審議の論点について」という資料ですが、前回会長に整理いただきました、本日の審議の論点について、1 枚のペーパーにまとめさせていただいたものでございます。

それから「県内各市の特別職の報酬手当等について」ですが、今年度の県内各市の報酬審議会の開催状況などをまとめさせていただいたものになります。今年度開催した市につきましては、四日市市、亀山市で、いずれも現在審議中で、答申までには至っていないというふうになってございます。それから期末手当の引上げにつきましてですが、表の右のほうに各市の状況をまとめさせていただいております。亀山市につきましては、報酬等の額に加え、期末手当の支給率も、報酬審議会の諮問事項となっているため、現在、審議中と書かせていただいております。津市など半数程度の市につきましては、期末手当の率については、報酬審議会の審議事項とはしておらず、人事院勧告による、国の一般職員、あるいは指定職職員の引上げ幅に準じて 0.1 月あるいは 0.05 月分の引上げ改定を行い、平成 29 年 12 月、つまり今年度から適用としております。資料

についての説明については以上です。

それから、前回池浦委員様より国民年金の保険料の徴収について、松阪市はどのような状況なのかというふうな御質問をいただいております。担当課に確認いたしましたところ、国民年金の納付率という数字がございまして、被保険者トータルの保険料の納付対象月数を分母、実際に納付された月数を分子として算出される率なんですけども、この数字の平成 28 年度の全国平均が 65.0%で、三重県平均が 71.8%であったんですが、それに対して、松阪市の納付率は 71.1%ということで、全国平均よりは高く、県平均と同じような水準であったということでございました。事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いたします。

(会長) はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明がございました。とりわけ、本日のお手元に配付されております資料ですね、各市で報酬審が開催されているかどうか、それから報酬の引上げ、さらには期末手当の引上げについて、状況を取りまとめた資料がございまして、この資料をご覧になっていただいて、何か御意見や御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(高畑委員) 四日市市は報酬審議会ありで審議中となっておりますけども、賞与については既に 3.3 と出ているので、ここはやっぱり賞与については審議事項ではないということですか。

(事務局：小山) はい、四日市市につきましては、報酬審の諮問事項には期末手当のほうは含めておらず、報酬・給料だけの諮問となっているところで、期末手当につきましては、先に 11 月の議会のほうで諮られまして、条例等の変更がなされて、市長等につきましては 3.3 月、議員につきましても 3.3 月というふうに改正されておるということでございます。

(会長) はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。昨年度の報酬審の開催状況はどういうものでしたかね、今回は、松阪市を含めて今のところ 3 市が開催しているという状況ですけれど、昨年度はどうでしたか。

(事務局：小山) 昨年度は開催をされた市が、松阪市以外ですと、津市、それから四日市市、桑名市、鈴鹿市とございまして、報酬につきましては、津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、いずれも据え置きというふうな答申となっております。それから、期末手当のほうは、この 4 市の中で、報酬審の審議対象としておるのが、鈴鹿市でございまして、答申としては期末を市長、副市長及び議員、それぞれ 0.1 月分引上げるというふうな答申となっております。ただ答申が出されました後、市長の判断で、期末手当の改定については見送られたというふうなことになっております。

(会長) そういう、何となくうろ覚えだったんですけど、昨年はもう少し他市でも開催されていたかなという記憶があったんですが、それは時期的な問題で、この時期には開催されていない市が多いということなのか、それとも何か財政状況だとか、そういうものとの関係で、昨年度は見直しのタイミングだというふうに考えて市が多かったというような、何らかの事情があつたのこ

となのか、何かおわかりのことがあれば教えていただければと思うんですが。

(事務局：小山) 今年度開催をしていない理由というのを確認しておりませんので、市長に確認したら今年度は開催しないというふうなことであったというふうな部分があるかと思っておりますので、そういったことでございます。

(会長) わかりました。ありがとうございます。余り報酬については見直しのタイミングだと考えていない市が多いようだという事ですかね。他方で期末手当については、ここに掲げてあるものだと、松阪市を除くと13市中6市が人事院勧告にある程度準拠するような形で0.1月分の引上げを判断されている、そういうようなところが読み取れるかと思っております。

他によろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、審議の論点に沿いまして、皆様から各論点についての御意見を伺ってまいりたいと思っております。その前に、田中委員が先日の審議に御欠席でしたので、個人的なまとめみたいなものにはなってしまいますが、前回の審議がだいたいどのようなものだったかということについて、少しお話をさせていただければと思っております。

前回につきましてはこの資料、「審議の論点」にあります、この(1)それから(2)、(3)の部分について説明を聞いて、その上で質疑応答などをさせていただきました。そこから見えてきたものですが、各市類似団体との比較ですとか、全体として県内の他市と比較すると、ちょうど中位ぐらいにある。他方で、類似団体と比較をしたときには、やや下位のほうにあるけれども、ただ類似団体といっても人口規模だとか面積規模だとかそういうようなものがかなりまちまちの状況にあるので、なかなかこれだけで上位・中位・下位というようなことが判断しにくいところがあるなあ、中々難しい判断材料だなあ、というようなことがございました。それから、市の財政状況、地域経済の動向に関しては、市の財政状況に関しては、合併後堅調な財政運営をされてこられたこともあって、副市長の言葉を借りますと、悪くはない、というようなことをおっしゃっていました。市債残高については減少してきているし、他方で基金残高は積み上がってきている。借金は減ってきており、貯金は積み上がっている状況にあるというようなことで、悪くはないというようなお話をされました。ただ、少し先を見通したとき、中長期的な視点に立ったときには、まずもって合併算定替の激変緩和でだんだんと本来あるべきものに戻りつつあるんですが、あと数年でその期限が終了になって、地方交付税については減額が見込まれている。さらに支出のほうでいうと、扶助費が将来的には増加するだろうということに加えて、公共施設の維持や更新の費用も増加が見込まれる。そうした要因もあって今後の財政運営については慎重な姿勢で臨みたいというようなお話をされておられました。地域経済の状況については、尾崎委員から御教授賜ったところですが、やや上向きの気配が認められるんじゃないかということでした。ただそれによって今年度に大幅な税収が見込まれているかということ、まだまだそういうような状況にはない。あくまでそれは上向きの気配が読み取れるんじゃないかということの御紹介があった。だいたいこのようなところだったかなと思っております。

あくまで個人的なまとめでしたので、私の誤解、不十分な点もあろうかと思うんですが、何か各委員から補足いただけるようなところがございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

では前回、そうした議論なども踏まえていただきながら、審議の論点について御意見を賜ってまいりたいと思います。

まずは1番について御意見いただきたいと思います。市長、副市長、教育長、これらの職にある方の給料の額について、県内各市類似団体と比較して、現在の給料額をどのようにお考えになるかということと、さらには比較と、また、現在の状況を見ていただいて、これを松阪市について引上げとされるか引下げとされるか、それとも据え置きが望ましいとお考えになるか、そうした点についてそれぞれ御意見をいただいてまいりたいと思います。

では、まずは小山委員から御意見をいただいて、その後は池浦委員から御意見いただくという順で考えたいと思います。まずは小山委員からお願いいたします。

(小山委員) はい、先ほど会長の説明のありましたとおり、前回の会議でも、尾崎委員から、景気の状態は上向きかなと。また副市長さんの話にありました市政の運営は安定しているという観点もあるんですが、市民側から見ましてなかなか今後の税収の増が見込みにくいと。そしてまた市民の目から見ますと、我々が要望した件についてもなかなか回答が得られないということ踏まえると、やや、ここで給料を上げるというようないかなものかな、据え置きが妥当ではないかなとそんな思いをしております。したがって、この案件はやっぱりコンセンサスがなければならぬと思いますので、皆さんの御意見を聞きながら、また再度判断をしていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

(会長) ありがとうございます。では続いて高畑委員からお願いいたします。

(高畑委員) はい。まず、この給料額というのは30年度のものですか。

(事務局：小山) もし引上げる引下げとなった場合、それをいつから適用するかというところにつきましても、御意見いただければと思います。

(高畑委員) それは期末手当についても同じですか。

(事務局：小山) そうです。

(高畑委員) わかりました。先ほどから、市の財政は悪くはないという話があって、市債残高、基金残高の話もありましたけれど、他市の数字も出していただくともたありがたいですね、来期でもいいですけど。示していただいたのは松阪市の数字だけですから。確かに状況は改善されていますけど、他市と比較した場合どうなのか、特に県内とか類似都市。そうしないと一概にね、市債残高ははるかに多いわけですから。3倍ぐらいですか。一概にこれは難しいかなというふうな印象を受けました。ただ他市との給料額との比較等では、特に私は前からそうなんですけど、年収ベースでついつい見ってしまうんですけども、市長、副市長、教育長についても、特にそんなに県下の他の市と比べて際立って悪いというわけでもないし、大きくかい離しているわけでもない、この辺が妥当かなと。類似都市については先ほど説明があったように、こちらについて

も市長等については特に、15市の中でも7番目とか12番目とかいろいろありますけれども、比較はしにくいので、結論的には給料については据え置きでいいんじゃないかと思います。それと加えて人事院勧告ですけど、俸給表は0.2%の平均アップ率ですけども、若年層に手厚く、高齢者とかベテランには薄くなっているという状況で、実際は金額ベースで見ますと給料表の若いほう、特に1等級とか2等級のあたりは月額1,000円のアップです。それで、6、7、8等級になると、400円のアップになってくるんです。現実的には、ですから、このクラスの給料のほうだったら据え置きでいいんじゃないかとさらに思います。以上でございます。

(会長) はい、ありがとうございます。では続いて、西原委員、お願いします。

(西原委員) 第3回の2月15日のほうは所用で欠席させていただきますので、結論につきましては、会長をはじめ皆さん方の多数の意見のほうに賛同させていただきたいというふうに思っております。それで、前回もちょっと言わせていただいたことかと思うんですが、前回いただいたこの資料の2ページ目が市長、副市長、教育長の給料額ということになるわけなんですけど、ご覧いただいて、網掛けのところは松阪市ということで、現行と現行前を比較しますと、津市から主な鈴鹿までが桁でいうと7桁の金額になっているんですが、松阪市が6桁なんです。これについて、私なりにこのシートをエクセルで置き換えて、どういうことでこういうふうになっておるのかなというんで、前回の説明で、松阪市の場合、人勧の最後のほうに平成26年の総合的見直しというもので2%の減額をしておると、松阪市はたまたまこの平成27年の審議会ですべてを適用したということなんです。では、その他の市はどうなのかというと、全て、四日市にしても18年とか、伊勢市は24年とかですね、27年に改定しているところはほとんどないですね。27年が一番、率的には2%で高いわけなんです。例えば四日市の平成18年の改定につきましては、金額にして4,000円、パーセンテージで0.4%なんです。松阪市の金額2万円、2%に比べて、随分少額の減額になっておると、伊勢市も全く同じですね。4,000円の減額、パーセンテージで0.4。あと、桑名市になると平成16年に、鈴鹿市もそうなんですけど、桑名・鈴鹿が減額1万2,000円、この両市が1万2,000円ですね。パーセンテージで1.2、1.1、というふうになっております。それで、先ほど審議会が開かれておる、開かれていないという、各三重県の市ばらばらで結構開催されていない市が多いということもあるんですけど、松阪市はたまたま27年の人勧の一番高いその減額の率の時にやったという結果が、この101万3,000円から99万3,000円、2万円の減額になったということになります。このことが副市長、教育長、後の議員さんもそうなんですけど、全てにわたって2%引下げがされるというふうになっている。たまたま27年の人勧がそういうふうになって、ここに結果にあらわれて今日までに至っているのかなということで、客観的に見た場合、松阪市は減額し過ぎたんじゃないかなということは私の意見なんです。だからちょっとこれはもう少し戻す必要があるんじゃないかと。では幾ら戻そうかというとなかなか難しい判断ですけども。四日市・伊勢あたりが4,000円のマイナスになっている、桑名・鈴鹿が1万2,000円の減額にしているというようなところなんですけど、この件は何とも言いがたいところはあるんですけど、それとここ数年の財政状況をお聞きすると、悪くはないというところで、ちょっとこの過去の27年の減を、もう一度再考していただくというのはどうかというのが私の意見です。

(会長) はい、ありがとうございます。これは事務局から御説明いただくようなこともありますか。この平成 27 年度の一番大きな減額の時に、総合的見直しをかけられたということについて、その経緯なども含めて御説明いただけるようなことがあれば、伺っておこうかと思いますが。

(事務局：小山) 先ほど西原委員様がおっしゃられましたように、27 年 4 月に松阪市のほうは 99 万 3,000 円に引下げておるというところについての説明は、西原委員様がおっしゃられましたような 26 年の人事院勧告の、一般職に適用されました給料表の 2% の下げを準用しまして、市長から議員まで全て 2% を下げるというふうにしたところですが、その時は報酬審議会が開催されていなかった年でございます、市長の判断でそのような改定をさせていただいたというふうになってございます。その後の 27 年度、28 年の 1 月・2 月に、今の竹上市長に替わられてから報酬審議会を開催いたしまして、報酬審議会は 23 年から 26 年度までの間開催されていなかったんですけども、その間の改定が 1 回、審議会がなかった間の市長等の給料額が妥当かどうかということについて、27 年度に再開した際に御審議いただきまして、その改定については妥当であったと、その時の審議会でご意見いただいておりますので、その点は触れさせていただきたいと思っております。

(会長) はい、ありがとうございます。では続いて、伊藤委員にお願いできますでしょうか。

(伊藤委員) そうですね。1 年前の話になるんですけども、私も西原委員と同じように、27 年からのマイナス 2% というところの部分について、他の市と違いますよねというお話をさせていただきまして、その中で、私、去年からこの場に出席させてもらっているんですが、そのもう一つ 1 年前の議論はわからないですが、2 年で貯金ではないですけど、この気持ちを貯めていって、2 年経てば、今年は据え置きかもしれないけど、この議論は来年にも生かしたいですよという話を、ちょっとまだ足りないと、上げてあげたいけど、という前提の中で少し考えさせてもらったという部分がまずあります。この審議会が開かれるのは市長からの諮問によるものですが、そういう意味でいうと市長の個人的な思いとかじゃなくて、できるだけ客観的な考えとして、少し水準を上げるべきだという前提があるからこの会が開かれたということなんですかね。

(会長) どうでしょうね、ルーティーンみたいなもので諮問するのか、それとも…。

(伊藤委員) 会長がおっしゃったように、余り他の市ではそんなに開かれていないのに対し、松阪市では続けて開かれているので、その辺がどうなのかなと。そこは単純に個人的な感覚なんですけど。私としては今年も類似都市、三重県でいうと桑名・鈴鹿・伊勢といったところですかね、あえて類似都市を挙げるならそのあたりになるかなと思うんですけど、そこと比較すると、やはりその平成 27 年からの引下げの分が効いていて、一つ見劣りするのかなという感触を持っています。ただし、幾ら戻すのかというところの理由づけが非常に難しいなど、先ほど西原さんがおっしゃったのと同様に思いました。ただ先ほどの西原さんの分析の中で、桑名・鈴鹿の 1 万 2,000 円というところが、そこまで見る事ができていなかったなというのがあるので、一つの

参考になるのかなと思いましたが、四日市・伊勢の4,000円というのはちょっと置いておいても、ただし、先ほど話を聞いた高畑委員の部分なんですけど、今年の人件費勧告の0.2%引上げというのが、そもそも1万2,000円とか4,000円とかそんなレベルではないというか、全然、1桁違うものだと改めてそれを思いまして、人件費勧告に基づくということにしたら、高畑委員がおっしゃられるように、年齢と等級の部分を考えて場合に、ほぼゼロになるのかなという、というのも思ったわけで、見劣りはするが、幾らというところの理由づけが非常に難しいなという感覚を持ちました。このマイナス2%の時は何かしらの理由があったということではよろしいですかね。総合的に見直し、人件費勧告というかその中でマイナス2%という基準があってそれを反映したという形かなと思ったんですけど。ですので、本当に理由づけが難しいというのが感触です。すみません、ですので、僕は改定してもいいかなと思うんですけど、それは他市、三重県の類似都市に比べてという部分であって、ただそれは幾らが妥当なのかというところが非常に理由づけが難しいというのが、そんなちょっとあやふやな答えで申しわけございませんが、そういうところでございます。

(会長) はい、ありがとうございます。では続いて田中委員にまいりますか。

(田中委員) まず、地域経済の動向などで、当社などの業界は忙しくて、やはり人の繋ぎとめというか、そういうことで絶対上げないといけないと思いますし、それで上げるんですけども、やはりそんなにたくさんというか、来年くらいまでこのままの経済状況が続けば上げてもいいけど、ちょっと今の段階では時期尚早というのか、このままでいいんじゃないかなと思うんですけども。私が自分の会社の給料の昇給とか賞与のことを考えるときに、やはりまず自社の業績、次に業界、同じような中小企業の業界の会社がどうしようにしたかという状況と、それと生活のためというか、その3点を私は考えているんですけども、そのあたり、公務員さんとはだいぶ違うとは思いますが、市の場合、業績に当たるのが市税とかその辺になるのかちょっとわからないんですけども、ちょっとまだ弱いというのか、上げるまでにはいかないのではないかなと思います。

(会長) ありがとうございます。では尾崎委員、お願いいたします。

(尾崎委員) 毎回出させていただいて、基本にあるのは類似団体との比較をまず見るわけで、松阪市の場合は、若干劣るのかなという感触はどうしても毎回持ちます。ただやはり、どうしても市の財政ということはベースとして、ここを絶対外すわけにいかないというのはあって、やっぱり行政の場合は、どうしてもちょっと言い方は悪いですけど、儲けにくいというのはあると思うんですね。昨今生産性とかよく言われていて、民間でも生産性だけでも本当大変で、そういった中で、行政というのはなかなかそういう面で限られた財政でやっていかないといけないという、非常に厳しいところはあると思うんですね。ですので、どうでしょう。給料は上げていかなければいけないというのは思うんですが、やはりここは、据え置きというところが妥当なところかなというところは思います。以上です。

(会長) ありがとうございます。では、池浦委員お願いします。

(池浦委員) 私は気になるのは、1 ページのところにある、松阪市の財政力指数です。やはり三重県内でみると真ん中ぐらいとか、ばらつきがあるかと思うんですが、類似団体のところで見ると、ちょっとかなり低いのかなという形があるかと思うんです。前回の話の中で、松阪市のことも上向いていて、いいなという感はあるんですけど、松阪市の中で稼いだお金で、そして経費を払っていくというところがまだ弱いのかなと思うので、やはり高畑委員もおっしゃっていましたように、上の地位の方というか、普段私たちがお給料計算させていただくときにも、田中委員がおっしゃっていたように、モチベーションを上げるために昇給ということはあるんですが、上の方々はちょっと我慢させていただくとか、そういうところも少しあるので、やはり据え置きというのが妥当かなと思います。

(会長) はい、ありがとうございました。

では、少し答申の方向性を取りまとめていく必要がございますので、皆様の御意見を承って、こういう方向性ではないかということをおの個人的なまとめとして申し上げて、その上でそれについて、そして方向性で取りまとめでよいかどうかということについて皆様の御意見を賜ってまいりたいと思います。

結論といたしましては、据え置きが妥当ではないかという御意見が多数であったと思いますので、結論は市長、副市長、教育長の給料額に関しては、据え置きが妥当、というようなところで取りまとめていただくのがよいのではないかというふうに思っています。

ただ、昨年度の答申もそうでしたが、その結論の部分と、他方でその前提としてどういう議論がこの審議会であったかということをおの整理する部分等がございましたので、審議会ですらどういう意見があったかという整理の部分では、皆様の御意見を反映させていただくような形で整理をしてまいりたいと思います。

県内各市と比較したときには、その平成 27 年度の減額分がやや減額過ぎたのではないかということですか、あるいはその桑名・鈴鹿・伊勢、なかなか具体的な市の名前は答申には盛り込みにくいかなと思うんですが、類似する各市と比較したときに見劣りがするのではないかということについても複数の方から御意見いただいたかと思ひます。

そのようなことが、県内各市類似団体との比較からは言えるということだと思ひます。

ただ松阪市の財政状況と地域経済の状況を見たときに、御指摘いただいているように財政力指数が近隣他市と比べると、やや低いところにあるかなということですか、さらには、やや上向きの傾向に経済はあるけれども、今の段階で引上げとするには、やや時期尚早というようなところがあるのではないか、そういうような御意見だったかと思ひます。

ですので、将来的には、また地域経済の状況、さらには、財政状況などを見た上でその平成 27 年度の減額分について、見直す機会を設けるべきではないかというふうには私自身も思ひますが、ただ現状においては据え置きだというようなことなのかなと思ひております。

このような形で取りまとめとさせていただきますと思ひますが、よろしいでしょうか。

賛同の声有り

(会長) ありがとうございます。では皆様の意見を反映させるような形で答申案を取りまとめていただいて、次回審議させていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

では続きまして、論点の2にまいりたいと思います。議員の報酬額についてですね、議員の報酬額についても、(1)、(2)、(3)、市長、副市長、教育長と同様の形で、県内各市ですとか、あるいは市の財政状況、地域経済の動向などを踏まえる形で御意見いただければと思いますが、ここでは(2)のところにあります、議員の職務・職責についてどう考えるのかという点についても、合わせて御意見をいただければなというふうに思っています。つまり1番のところでは市長、副市長及び教育長の給料額については据え置きが妥当ではないかという御意見を賜りましたが、他方で議員についても同様に据え置きを妥当と考えるのか、それとも議員の職務・職責からするとややそれは別に考えていいのではないかと、そういうようなところがここでは大きくその議論を分けることになるのかなというふうに思いますので、議員と市長、副市長、教育長については同様に考え得るべきなのか、それとも個別に考えるべきなのか、そうしたところも踏まえながら、御意見をいただけてまいりたいと思います。

では今度はこの順番でよろしいですか。今までとは逆で、池浦委員からお願いいたします。

(池浦委員) 議員さんの報酬についてなんですが、私の考え方がずれていたら本当に申しわけないんですが、議員の方々というのは、私たち市民の意見を市の活動とかに反映させていただくという役割があるのかなと思います。そう考えると、松阪市の財政のことも大事だと思いますし、人事院からのことも基準にはなるかとは思いますが、議員さんのモチベーションとかやる気とか、そういうものが折れてしまうような報酬ではいけないのかなという思いがしますので、本来ならとにかく下げるといことはしたくないなと思います。

(会長) はい、ありがとうございます。では尾崎委員、お願いします。

(尾崎委員) 私は結論から言えば、市長、副市長、教育長と同様に考えていいのではないかなというふうに思います。この前いただいた資料の、議員報酬の平均というところを見ても、全国平均というのが出ていて、松阪市は全国よりは上回っているというところが、本当にこれぐらいの材料しかなくてあれなんですけど、議員の方のことをなかなか語れないというところが正直なところで、ですので、ちょっと上がってはいないので、これを見ると、増加傾向にはあるんですね。この資料で見ると、議長0.2万円の増、と全国平均で出ていて、松阪市は、一応これを全国平均よりは上回っているということ踏まえて、この程度しか言えないんですが、同様に、据え置きということで、私はいいのではないかなというふうに考えます。以上です。

(会長) はい、ありがとうございます。では続いて、田中委員お願いします。

(田中委員) 私も結論から言いますと、やはり市長、副市長、教育長に準じて、据え置きという考えなんですけども、やはり職責と申しますか、見える仕事は何をしているかとか、新聞で、ちょっと見せていただくぐらいで、ちょっと見えにくいところがあって、それとやはり自分の、民間の中小企業からすると、この給料がやはり、部長、次長ぐらいの給料で、弊社は130人なん

ですけども、部長がいて、あと取締役が1人ぐらいなので、その辺がちょっと変な比較の仕方なんですけども、多すぎもせず少なすぎもせず、ちょうどいいぐらいかなと思うんですけども。

(会長) ありがとうございます。では伊藤委員、お願いいたします。

(伊藤委員) 議員さんの役割というか、そういう部分で言ったときには、一つは市長、副市長、教育長と同等という観点もあるかもしれないですが、やはり市民側の部分というのも、僕はあるのかなと思っています。僕の立場から言いますと、働く者の声を市政の場に伝えるという話をいろんな場でするんですけど、そういったときに、実際つながりのある市議さんもおられまして、その中で話をつなげていただくという部分は、非常に重視しているところでもありますので、その観点は非常にあるかなと思っています。だから完全に一致という必要はないのかなと思っています。ただし、ちょっとすみません、何名かおっしゃっていましたが、市長とかの給料ほど資料に目を通してなくて、ちょっと物言いができない部分が、データの観点でいうとあります。ただ前回もらった資料でいうと、年収の順位づけがあるページがあって、市長さん、例えば議員さんという、同じような順位づけになっている、ちょっと気になったのは名張市が議員さんの報酬の順位が市長さんの順位に比べて高いなとかいうのがあったんですが、まあ、概ね同じような傾向を示しているというところかというと、最終的には、市長さん、副市長さんらと同じような傾向で推移していくのが妥当なのかなという部分はあると思います。以上です。

(会長) はい、ありがとうございます。では西原委員、お願いいたします。

(西原委員) 先ほどの市長以下の話と同じになりますが、やはり議長、副議長、議員についても同じように2%の引下げを27年にしたということなんですけど、意見としては、先ほどの市長以下の時と同じになるかと思っています。参考までに、先ほどの市長の時に、平成27年度の人事院の2%の引下げの時に、類似団体の市では、上田市も27年度に、松阪市と同じように2%、2.06%、2万1,000円の引下げをしているということもあるんですけども、逆に安城市になると、同じ平成27年度の審議会の結果、1万円増額なんですね、0.98%、約1%の増額になっているんですね。だったら一概に市町の審議会のあり方というのか歴史というのか、これはやっぱりその市のいろんな状況というのか、その中身は理解できないわけですけども、それぞれがいろいろな考え方なり、その時その時の状況によってこういう結果が出ておるのかなと、意見としてはそういう意見になるんですけども、最終的には皆さんの意見に賛同させていただきます。以上です。

(会長) ありがとうございます。では続いて、高畑委員お願いいたします。

(高畑委員) 議員さんの活動状況というのが、本当によくわかりにくいんです。資料によりますと、会議日数83日という話ですけども、もちろん会議に出るだけじゃなくていろんなことをされていると思うんですけども、有権者のために。ただ、一般的な社会人、土日休みで、例えば年末年始も休みがあって、休日も休みとなると、だいたい250日ぐらいでしょう。実働日数というのが。それじゃあ、議員さんは250日毎日朝8時から各5時まで働いているかということ、それも

どうかなと思いますし、ちょっと本当に捉えどころがない部分もありますので、一概には言えないので、結論的には特別職ということもありますから、やっぱり、市長、副市長あたりに合わすのが妥当なんじゃないかなと。実態がつかめないところがありますし。もちろん個人差もあるでしょうしね、議員さんによって。というような意見でございます。

(会長) ありがとうございます。では小山委員、お願いします。

(小山委員) やっぱり市民代表で出していただいておりますので、今回の選挙の結果を見て46.98%、半分以下ですね。したがって、ここで議員さんの報酬を上げることになると、市民の理解は得られないかなという思いをしております。私の場合、連合会会長として実質だいたい200日ぐらい出させていただいている。議員さんの場合は、先ほど高畑委員が言われた100日足らずということも踏まえると、なかなか市民の理解は得られないので、据え置きが妥当かな、そのようなものでよろしくお願ひしたいと。

(会長) ありがとうございます。全ての委員から御意見を賜ってまいりました。結論的には据え置きが妥当ではないかというところに落ちつくのかと思います。ただ、答申に反映するような性格の議論なのかどうかちょっとよくわからないところがあるんですが、ただこの報酬審における審議としてはかなり本質的な問題点をいろいろ御指摘いただいたのではないかなというふうに思っています。市長、副市長、教育長の給料額と比較したときに、なかなか議員さんの職務・職責が見えにくく、わかりにくいということですか、さらには資料などからどう判断したらいいのかというようなことも、議論しにくい、というような問題点を御指摘いただいたのかなというふうに思います。これは次年度以降、この報酬審でこの点もあわせて議論しなければならないとしても、何らかの形で対応を図っていただく必要があるのかなというふうには考えておりますので、これは事務局で御検討いただくということでもよろしいでしょうか。

(事務局：小山) 今年度こういうふうに示させていただきました資料ではわかりにくいところがあるかということで、また来年度以降、議員活動に関する資料のほうも充実できるところがございましたら充実いたしたいと思ひます。

(高畑委員) 基本的に、議長と副議長は、毎日、出勤というか、登庁されているんですね。

(事務局：小山) 議長、副議長につきましては、ほぼ毎日出勤をいただいております。

(会長) 議会内での活動と議会外での活動もありますしね。お一人お一人の議員ごとにいろいろな活動のあり方も違いますし、地域との関わり方もまちまちでしょうし、はい。なかなか難しいことだとは思ひますが、ただ昨年度もやはり同じようになかなか判断材料に乏しいというか欠けるかなというふうなところで、市長、副市長、教育長と同じように考えざるを得ない、というふうなところで皆様から御意見をいただいたのかなというふうに思ひますので、少し審議の仕方について、何らかの工夫が図れるかどうか、ちょっと御検討いただければいいなというふうに思

いますので、はい。御検討いただいた結果、やはり同じようなやり方に拠らざるを得ないということであれば、それはそれで致し方ないのかなというふうに思いますが、一応御検討いただきたいということをお願いしたいと思います。

答申に残る御意見といたしましては、平成 27 年度の時点での減額がやや厳格、過酷過ぎたのではないかとようなところですね、そこは一つ残していただきつつも、ただ、市長、副市長、教育長と別途考えなければならぬような大きな判断材料が見当たらないわけではないということで、同様に考えるべきではないかという御意見が多数あったと思いますので、そういうような形で答申に残していただけると思います。

そういう形の取りまとめでよろしいでしょうか。

賛同の声有り

(会長) はい、ありがとうございます。では、残る論点は 3 番です。市長、それから議員さんの期末手当の支給率について御意見をいただけてまいりたいと思います。引上げまたは引下げとする場合には、その増減率の妥当性をどう根拠づけるかということも御意見をいただきたいということです。近隣他市の状況ですとか、あるいは人事院勧告などを踏まえながら、この点についてもできましたら具体的な形で御意見をいただければありがたく存じます。では、小山委員からお願いします。

(小山委員) この資料にもありますように、他市に合わせて、人勸に合わせて、0.1 月分上げればどうかと、そんなように思います。

(会長) はい。ありがとうございます。では続いて、高畑委員をお願いします。

(高畑委員) その前に一つお聞きしたいんですけども、前に訊いたかどうか分からないんですけども、例えば津市ですね、市長、副市長等に合わせまして議員さんも 0.1 月分アップしていますよね。今日いただいた資料ですが、ところが伊勢市になると市長、副市長等は 0.1 月上げてあるにもかかわらず議員はその半分の 0.05 月ですよ。桑名市も同じような状況、いなべ市もですね。この辺で、恐らく、4.4 月とかいう数字は、人勸に沿っているものだと思うんですけども、議員さんの場合、何が根拠になって、ある市は同じように 0.1 月上げて、あるところは半分の 0.05 月になっているのかがよくわからない。それをちょっと説明してもらえたら。

(事務局：小山) 0.1 月の上げと 0.05 月の上げがあるということですけども、松阪市の場合ですと、市長等については 4.30 月、議員のほうは 3.25 月というところで、それはそれぞれ市長については国の一般職のうち一般職員の期末手当の率、それから議員さんについては、指定職、事務次官とか、高級官僚クラスの期末手当の率を参考にしてきたところがございます。それが四日市市であれば、市長についても国の指定職に準じて改定してきておるというところで、市長、議員とも同じように、今回であれば 3.3 月で 0.05 月の引上げ、逆に津市については、議員さんが若干その率が低い事情はよくわからないんですけども、どちらもこれは一般職に準じて 0.1 月

の引上げをしておると、そういったところであろうかと思えます。

(高畑委員) 国の高級官僚は0.05月のアップなんですか。

(事務局：小山) 今年度は指定職につきましては0.05月の引上げです。前年度は指定職につきましても0.1月の引上げでしたんですが、今年度、29年の人事院勧告の中で、指定職につきましては0.05月の引上げというふうな勧告がなされて、そのような改正がなされておるところでございます。

(高畑委員) ベースの3.25月は高級官僚の支給月数の関係ですか。現行3.25ってありますよね、これは国家公務員のベースに沿っておるわけですか。

(事務局：小山) 議員さんの3.25という数字は、指定職の期末手当の率を参考にしておるといふところです。28年度段階の3.25という数字は、指定職の期末手当の率です。3.3が29年の人事院勧告後の期末手当の支給率というふうになってございます。

(会長) では、仮に引上げの根拠を人勧に求めるとなると、松阪市の場合にも同じように市長、副市長、教育長については0.1月分、議員については0.05月分という考え方になるということですか。

(事務局：小山) そのとおりでございます。

(尾崎委員) 昨年もそうだったんですか。

(事務局：小山) 昨年度の人事院勧告では、指定職も0.1月の引上げでした。一般職も指定職も0.1月の引上げで、今年度は、一般職は0.1月、指定職は0.05月というふうに、ちょっと差がついた形でございます。

(高畑委員) そうなると、市長、副市長は0.1月増ということは致し方ないにしても、議員さんの支給月数というのは非常に難しいですね。

(会長) 別の言い方をすると、松阪市だけ0.1月増にするとなると、特別な根拠が必要になるということですよ。

(事務局：家城) まず賞与というのは、期末手当と勤勉手当というのがございまして、ここ数年、一般職の勧告がなされておるんですけども、これは全て勤勉手当のほうを上げなさいという勧告がなされておるところでございます。それで、御承知のように議員につきましては、勤勉手当というものが無しで、期末手当のみというふうな状況がございまして。それで、ここ数年は、今申し上げましたように勤勉手当を上げてきたという中で、勤勉手当と期末手当の比率というのか、そ

の辺が以前に比べて、勤勉手当の部分が上がってきたというところがございます、議員には勤勉手当がなかったというふうな状況がございますので、その辺のところを若干修正しようという意味合いもあって、今回は 0.05 月になったのかなというところがあるんじゃないかなと思います。

事務局同士でやりとりして申しわけないんですけども、指定職には勤勉手当はあったのですか。

(事務局：小山) 指定職はこれとは別に勤勉手当がございます。

(事務局：家城) そこで議員はその期末手当の部分だけを適用しているということなんですね。ちょっとそういう状況があるということだけ、御承知おきいただきたいと思います。

(高畑委員) この 3.25 というのは、年間の期末部分のトータルですか。

(事務局：家城) そういうことですね。

(高畑委員) 4.3 から勤勉手当を除いた部分ということですか。

(事務局：家城) 4.3 というのは、期末と勤勉を合わせた額です。

(高畑委員) 今日のその結論ということでしたら、やっぱり、明確にするために、他市のようにするしかないかなと、どうしてもというわけではないですけど。はい、すいません。

(会長) ありがとうございます。では西原委員、お願いできますか。

(西原委員) ちょっと参考までにお聞かせ願いたいんですけど、一般職員の場合、賞与等に人事考課とか、そういったものを松阪市は採り入れられているのですか。

(事務局：小山) 人事評価の給与への反映ということでございますが、29 年度の評価結果を 30 年度から部長級について適用していくことで検討しておるところでございます。

(西原委員) ありがとうございます。期末手当につきましては、先ほど高畑委員からいろいろ御意見ございましたけど、従来どおりというか、人勸に沿った形でいいんじゃないかというのが私の意見です。

(会長) はい、ありがとうございます。では伊藤委員、お願いできますか。

(伊藤委員) 高畑委員の鋭い御指摘で相場がちょっと決まりました感がありますが、そもそも、議員さんが指定職、この場でこちらの部分を話しするというのは、本来は違うんでしたよね、確か。あくまで参考ということで。

(会長) 期末手当の分については諮問に含まれているわけでは必ずしもないですので、一応従来の慣例に沿う形なので、今まで松阪市の報酬審ではこの期末手当の分についても審議をし、答申には記載してまいりましたので、今年度もあわせて審議した結果を答申したいとは思っています。

(伊藤委員) 市民の目から見たときにこれがあって、それを参考とされているということ自体が、まずすばらしいことだと思いますので、是非ともそういうふうに続けていただきたいなと思うんですけども、その中で指定職を参照するというのもまたこれは決まりではないような気がしたんですけど、慣例としてそういう扱いをしているのかなと、と思って、という参考であるという前提がいろいろあるとはいえ、やはり、先ほど、高畑委員が御指摘いただいた部分の考えでいいのかなと思います。

(会長) ありがとうございます。では田中委員、お願いします。

(田中委員) 私も、昨年度は両方とも 0.1 だったと思うんですけど、高畑委員の指摘で歴史を知ってしまったからには、というのは変なんですけども、三役はやっぱり 0.1 月で、議員さんのほうは 0.05 月ということで、お願いしたいなと思います。

(会長) はい、ありがとうございます。では尾崎委員、お願いします。

(尾崎委員) 私も 0.1 と思っておりましたけども、改めて見まして、やはり類似団体の状況を見まして、0.1 月と 0.05 月ということでよろしいかと思います。

(会長) ありがとうございます。では池浦委員、お願いします。

(池浦委員) 皆さんと同じ意見で、他の市と同じような形で 0.1 月と 0.05 月の引上げでいいかと思います。

(会長) ありがとうございます。これは、答申には何らかの根拠は明記するんですけど。結論は恐らく一致していて、市長、副市長、教育長については 0.1 月、それから議員については 0.05 月ということだと思うんですが、今お話しいただいたように、ややこしく複雑な根拠が背景にはあると思うんですが、もう数字だけで良いのですか。

(事務局：小山) 例えば、今いただきました御意見、市長等につきましては 0.1 月、議員につきましては 0.05 月というのは、人事院勧告のほうで示されている一般職の、一般職員の引上げと指定職の引上げというところを根拠としたというところであろうかと思いますが、それを答申の中に含めていただければと思います。

(会長) ということですが、そうした形で取りまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

賛同の声有り

(会長) ありがとうございます。では結論部分についてのみ、再確認をさせていただきますが、この論点のうち、1 丁目、市長、副市長及び教育長の給与額については据え置きだと、2 の議員の報酬額に関しましても、市長等と同様に考えて据え置きだと、3 の市長等及び議員の期末手当支給率については、人事院勧告を考慮をした上で市長等については 0.1 月、議員については 0.05 月の引上げということだと思います。3 番は適用時期についても御意見いただくと思います。この県内各市について調べていただいたところだと、期末手当を引き上げているところについては平成 29 年 12 月から適用というところと一致をみているようですが、特に差し支えなければ松阪市でもこの平成 29 年 12 月なんですか。

(事務局：小山) すみません、松阪市の場合、報酬の引上げ、期末手当の引上げにつきまして、慣例としましては議会の議決をいただいたその次の 4 月からということと適用させていただいてきた経緯がございます。そういったことで、他市では 12 月から適用というところがございますけれども、差し支えなければこれまでどおりの取扱いという形で、今回でいえば 30 年の 4 月からということをお願いできないかなというふうに考えております。

(会長) 松阪市では遡及はしないで議決以降ということなんですね。

(事務局：小山) これまではそういった経過で来ておるところでございます。

(会長) はい、わかりました。

(高畑委員) それは特別職に限りですか。一般職もですか。

(事務局：小山) 一般職につきましては、既に 12 月の議会で条例を改正いたしまして、もう既に引上げをしております。

(高畑委員) それは 4 月 1 日に遡及していないんですか。

(事務局：小山) 給料のほうは 4 月 1 日に遡及して改定となっております。

(高畑委員) ということは、特別職の人は、30 年の 4 月以降に適用されるということですか。

(事務局：小山) これまでの松阪市の場合、遡及はせずに次の年度からというふうな形でやってきた経過がございます。

(高畑委員) ありがとうございます。

(会長) 経緯を踏まえて慣例に従い、平成 30 年 4 月ということで差し支えがなければ取り扱わせていただくこととなりますが、よろしいでしょうか。

賛同の声有り

(会長) ありがとうございます。では、適用時期についてはそういうことでよろしいですか。平成 30 年の 4 月ですか。それとも議決後というような形で答申していただくこととなりますか。平成 30 年の 4 月で結構ですか。はい。では、適用時期につきましては平成 30 年 4 月という形で答申させていただきたいと思います。

ありがとうございました。一通り御意見をいただき、また答申の方向性について確定をさせていただきました。全体を通して御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(池浦委員) 西原委員が資料をエクセルに落とし換えて、と言っておりましたが、私も思ったんです。もしもこのいただく資料がエクセルでしたら、順番に並び替えたりとか、自分が考えている時は、画面で、何番目なんだろうとか、市長さんと教育長さんと比べたときの報酬の割合は何%ぐらいなんだろうとか、すごく見やすいものでしたから、もしもデータという形でこちらを見せていただくことが、メールで送っていただいたりすることが可能なのであれば、事務局にお願いしたいのですが。

(会長) 可能ですか。

(事務局：小山) そういったことは可能ですので、ちょっと今年度は既に今回で答申に向けた意見をいただいてしまっていますので、来年度以降、そういった形でできましたら対応させていただきたいと思います。

(池浦委員) ありがとうございます。

(高畑委員) 一つよろしいですか。皆さんも夕張市が破綻したのは御存じだと思うんですけど、何をもって破綻とするかがよくわからない。一般的に見れば、松阪市は基金に比べて借入金がすごく多いですね。その辺の適正というんですか、今、こないだの資料の説明では、当然借入金もどんどん減ってきていますし基金は増えておると。財政的には改善されている、上向きだ、というのはよく理解できるんですけども、市債残高が 456 億あって、基金は 140 億でしたか、そんな説明があったと思うんですけども、適正な範囲というのがあるんですか。

(村林総務部長) 夕張市の例がちょっとありましたんで、夕張市の場合は若干今とは違う、地方公共団体の財政健全化法が今はできておりますけれども、その法律ができたそもそもが夕張の破綻をもって、そういう状況になったということは御存じかと思っておりますけれども、過去の財政再建団

体という部分の見方としましては、やはり会計を一つの短いスパンでしか見ていなかったということがございまして、その後財政健全化法ができた中で、一般会計だけではなくて、企業会計あるいは関連する部分も全て連結して判断をし、かつ、今もおっしゃられましたように、将来負担の部分も勘案するようという形の中で、今そういうレッドカード、イエローカードという形でやってきたという経過がございます。

松阪市の状況でございますが、その辺の財政健全化指標につきましては全て健全であるという指標のもとが出ております。細かい数字につきましては、実質赤字比率、これにつきましては早期健全化基準は 11.46%というふうになっているんですけども、松阪市の場合は赤字がございませんもので、赤字比率はないということで、“－（ハイフン）”表示というふうになっております。それから、先ほど申しました連結した収支の関係ですけども、連結実質赤字比率は、これが早期健全化基準は 16.46%というのが基準になっているんですけども、松阪市は連結しても赤字になっておりませんので、これも同じように数字が出てきません、“－”表示というふうになります。それと、実質公債費比率というのがございまして、これも、早期健全化基準が 25.0%なんですけど、それ以上あると引っ掛かってくるということなんですけど、松阪市の場合は 3.1%ということで、この基準数値より低いというふうになっています。それと将来負担比率につきましても、早期健全化基準は 350.0%というふうになっているんですけども、松阪市の場合はこれも将来負担が、この数字の出し方というのがすごく変な数字になってくるんですけども、将来負担はゼロという形になっていますので、これも“－”表示となっていて、いわゆる財政健全化の 4 つの指標については全てクリアされているという状況でございます。

そういった状況の中で、先だっても副市長が申しましたように、比較的健全に推移していると。ただ、今後は非常に、合併特例事業債の期限が一応平成 31 年となっています。今、国会のほうで、これを 5 年延長してはどうかとかでいろんな議論が出てくる、自民党さんのほうからそういう法案を出すという話もございまして、一応今の時点では 31 年度が期限になっていますので、30、31 年度に非常に事業が集中すると、当然借金が増えてしまうということが想定されますので、これを財政サイドとしては平準化をどこまでできるのかということが、現在 30 年度の当初予算に向けて検討している状況ですし、それとやはり老朽化した施設が非常に多いということ、今後この施設をどうマネジメントしていくかというのが大きな課題となって、基金は確かに昨年の 11 月定例会時点の 12 月補正では、90 億を若干切るぐらいの数字、県下の部分でも津とか伊勢とかは 100 億を超えているところもありますけれども、少ないところだと、本当に 20 億、30 億とか、そういうところもございまして。

それと、基金の状況というのも今後どういうふうになっていくのかということも考えていかなければならないし、会長のほうもおっしゃっていただきましたように、合併特例の関係で地方交付税が平成 31 年度、32 年度からも合併特例の分がなくなっていくと。合併時と比較して約 10 億ぐらい減っていくということもございまして、そういったことで今後そんな余裕があるからこれだけやってもいいよという状況ではないという状況でありますので、ただ、出てくるそういう夕張が今でも非常に厳しい状況で、それこそ職員の賃金がようやく復帰できるかなというふうなニュースが出ておりましたけれども、そういうような部分ではないということは確かなのかなというふうに思っております。以上でございます。

(会長) ありがとうございました。では、その他はありますか。よろしいですか。では、次回の御案内をいただいて、はい。

(事務局：小山) すいません、次回、第3回は2月15日木曜日、午後1時半、3回目は午後になります。この会場にて開催をさせていただく予定です。ちょっとすいません、西原委員様と伊藤委員様の御都合と合わせる事ができなくて申しわけございません。答申の案を会長とまとめさせていただきまして、3回目の前に、両委員様のほうに、あらかじめお示しさせていただきますので、それに対する御意見等をいただければと思います。よろしくお願いたします。

(会長) いつごろご覧いただけるような状況になりますか。もし御意見をいただく場合に、ある程度の猶予期間が必要だと思っておりますので。

(事務局：小山) できましたら2月の15日の週に入る前あたりにはお示しできればと思っておりますが、すみません、よろしくお願いたします。

(会長) お忙しいところと思いますが、一度お目通しをいただければありがたいと思います。どうかよろしくお願いたします。では、これにて第2回の審議会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。